

議案第 1 号

小城市学校給食センター条例施行規則

小城市学校給食センター条例施行規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 4 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めるため、小城市学校給食センター条例施行規則を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小城市学校給食センター条例（平成17年小城市条例第80号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職責)

第2条 所長は、教育総務課長をもって充て、小城市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の所務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、給食センターの所掌事務を処理する。

(所掌事務)

第3条 給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の献立作成及び給食物資の調達に関すること。
- (2) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (3) 給食センターの庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食及び給食センターの運営に必要な事項に関すること。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。